

経營業務の管理責任者について

○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ (平成28年6月22日)(抄)

Ⅱ. 課題に関する対応の方向性

3. 建設企業の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備

(2) 経營業務管理責任者要件のあり方の検討

【現状・課題】

単品受注生産や、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという他の産業と異なる建設業の特性を踏まえ、企業の安定的な経営を図る観点から、建設業法では、株式会社にあつては取締役のうち一人が建設業に係る経營業務の管理責任者として一定の経験を有する者であることを、許可要件に規定している。

他方、取締役のうち1名に対して建設業の経営に係る経験を求める現行の要件については、上場企業を中心として大規模会社におけるコーポレート・ガバナンスが変化し、取締役の人数の減少や外部取締役の導入を行う会社も現れる中、建設業の適正な経営を確保するための合理的な許可基準のあり方を検討すべきとの指摘がある。特に兼業企業にとっては、現行の経營業務管理責任者要件が過度な負担となっているとの意見が見受けられる。また、経營業務管理責任者については、許可要件としての位置付けに加えて、コンプライアンス等の観点から、その役割についても明確化すべきとの意見もある。

【対応の方向性】

単品受注生産や、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという他の産業と異なる建設業の特性を踏まえれば、建設業法において、企業の安定的な経営を求めていくことは、建設工事の適正な施工の確保や発注者保護の観点から、今後も必要である。したがって、建設業の経営の安定性に係る許可要件を定めること自体は、今後も必要と考えられる。

また、本委員会の審議では、ペーパーカンパニーや不良不適格業者を排除するために、現行の経營業務管理責任者要件は不可欠との指摘があり、専門の大手建設企業や地方建設企業においても、当該要件が過度な負担とはなっていないといった意見も存在する。

他方、現行の要件によって、経営の安定性を確保することの妥当性について指摘があることも踏まえ、企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について検討する必要がある。その際、経營業務管理責任者について、経營業務管理上より積極的な役割を果たすよう、その役割のあり方についても検討すべきである。

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(3) 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

①建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする(再掲)

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
 - －不当に短い工期による契約締結の禁止
- ・関係者(経營業務管理責任者、現場代理人、職長等)の定義・役割の明確化
- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化(後掲)
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化(再掲)

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

(1) 経営の安定性

① 経営能力(経営業務管理責任者)

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件

② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためにかんがりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

(2) 技術力

③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件


(3) 適格性


④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経營業務管理責任者要件』（建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること）がある。

- 
- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験^(注1)を有する者
 - ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - ③ 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者
 - － 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験^(注2)
 - － 6年以上経營業務を補佐^(注3)した経験

- 
- 業務を執行する社員
(持分会社の業務を執行する社員)
 - 取締役
 - 執行役
 - 上記に準ずる者(組合等の理事等)

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めるとを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

(注1) 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいう。

(注2) 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

(注3) 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいう。

経営業務管理責任者の例

- 現在登録されている経営業務管理責任者については、サンプル調査をした下記20社のうち8割の16社で50歳以上となっている。
- 経営業務管理責任者として現在登録されている人の役職は、法人では代表取締役や取締役、個人事業主では本人となっている。
- 特に、個人事業主については、70歳を超えている例もあり、高齢化が進んでいる。

商号	資本金	年齢 (H30.5.24時点)	現在の役職	過去の経験	
				役職	年数
A社	500億	67	代表取締役(副社長)	取締役・代表取締役(副社長)	10年
B社	305億	66	代表取締役(会長)	取締役・代表取締役	11年
C社	18億	51	代表取締役	取締役・代表取締役	24年
D社	3億	60	取締役	取締役	10年
E社	3億	65	代表取締役	取締役・代表取締役	9年
F社	1億5,000万	71	代表取締役	取締役・代表取締役	40年
G社	1億3,500万	65	代表取締役	取締役・代表取締役	8年
H社	1億	58	取締役	取締役・代表取締役	9年
I社	1億	48	代表取締役	取締役・代表取締役	15年
J社	1億	55	代表取締役(副社長)	取締役・代表取締役(副社長)	11年
K社	9,700万	60	代表取締役	代表取締役	6年
L社	8,000万	61	代表取締役	取締役・代表取締役	31年
M社	4,300万	62	代表取締役	代表取締役	17年
N社	3,000万	46	代表取締役	取締役・代表取締役	8年
O社	3,000万	38	代表取締役	取締役・代表取締役	12年
P社	3,000万	55	代表取締役	取締役・代表取締役	7年
Q社	個人	74	事業主	事業主	47年
R社	個人	77	事業主	事業主	41年
S社	個人	45	事業主	事業主	17年
T社	個人	65	事業主	事業主	28年

1. 申請書類

- | | | |
|---------------------------------------|--|-----------------------|
| ○建設業許可申請書 | ○建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 | ○工事経歴書 |
| ○役員等一覧表 | ○許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 | ○直前3年の各事業年度における工事施工金額 |
| ○営業所一覧表 | ○建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、
生年月日等に関する調書 | ○使用人数 |
| ○収入印紙又は登録免許税領収証書貼付欄 | ○株主（出資者）調書 | ○国家資格者等・監理技術者一覧表 |
| ○専任技術者一覧表 | ○貸借対照表 | ○定款 |
| ○誓約書 | ○損益計算書・完成工事原価報告書 | ○営業の沿革 |
| ○経營業務の管理責任者証明書 | ○株主資本等変動計算書 | ○所属建設業者団体 |
| ○経營業務の管理責任者の略歴書 | ○注記表 | ○納税証明書 |
| ○登記事項証明書 | ○附属明細表 | ○健康保険等の加入状況 |
| ○市区町村の長の証明書 | ○商業登記簿謄本 | ○主要取引金融機関名 |
| ○専任技術者証明書 | | |
| ○実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書
卒業証明書、資格証明書等 | | |

2. 確認書類

- | | | |
|--|--|---|
| 【経營業務の管理責任者】
(1) 常勤性
①健康保険被保険者証等
②住民票等
(2) 経験（法人役員の場合）
①期間
・商業登記簿謄本等
②業種
・建設業許可通知書
・請負契約書等（許可を有しない期間がある場合） | 【営業所の専任技術者】
(1) 常勤性
①健康保険被保険者証等
②住民票等
(2) 資格要件（実務経験の場合）
①経験内容
・建設業許可通知書
・請負契約書等（証明者が許可を有していない場合、指導監督的実務経験の場合）
②経験期間中の常勤性
・健康保険被保険者証等 | 【営業所】
(1) 実態
①営業所の地図（最寄りの交通機関等の位置を明示した概略図）
②営業所の写真（外観、入り口付近、内部を写したものの）
(2) 使用権原
①不動産登記簿謄本（自社所有の場合）
②賃貸借契約書等（賃貸借の場合）
(3) 常勤性（令3使用人関係）
①健康保険被保険者証等
②住民票等
③委任状等（代表権のない場合） |
|--|--|---|

※上記は一般的な確認書類の例。

※申請内容により、上記以外の書類により確認する場合があります。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

事項名	規制改革の内容	実施時期
<p>建設業許可基準の見直し① (経営業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し)</p>	<p>建設業許可基準において経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者(一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定)も含めることとする。</p>	<p>平成27年度措置 →平成28年6月 措置済</p>
<p>建設業許可基準の見直し② (経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し)</p>	<p>5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。</p>	<p>平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置 →平成29年6月 措置済</p>
<p>建設業許可基準の見直し③ (経営業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化)</p>	<p>常勤の役員の1人が、許可対象業種の建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等を見直しを行う。</p>	<p>平成27年度措置 →平成28年6月 措置済</p>
<p>建設業許可基準の見直し④ (建設業の許可基準の在り方の見直し)</p>	<p>建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。</p>	<p>平成27年度 検討開始</p>



- 建設業許可要件のひとつである経営業務管理責任者要件に関し、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、また、建設業許可制度の制定当時と現在との比較や建設業者の実態の変化を踏まえ、以下の4点について見直しを実施。（平成29年6月）

※ 改正対象：建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）、国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年国総建第99号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）

① 補佐経験における「準ずる者」の見直し

経管要件の経験のうち、「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）」について、「準ずる地位」に「組合理事や支店長、営業所長、支配人に次ぐ職制上の地位にある者」を追加する。

② 他業種における執行役員経験の追加

経管要件の経験のうち、取締役会等から権限委譲を受けた執行役員等としての経験については、現在、許可を受けようとする業種に限られているが、他業種における経験も認めることとする。

③ 3種類以上の合算評価の実施

経管要件の経験として認められる4種類については、現在、一部種類が2種類までの合算評価が可能とされているが、全ての種類に拡大するとともに、経験の種類の数に限定を設けず合算評価することを可能とする。

④ 他業種経験等の「7年」を「6年」に

経管要件の経験のうち、他業種経験については、現在、7年以上要することとしているが、これを6年以上に短縮することとする。

あわせて、②の経験及び経営業務を補佐した経験についても、同様に6年以上とする。

他産業における許可制度①(事業法関係①)

法令	許可制度概要	許可基準
港湾運送事業法 (昭和二十六年 法律第百六十一 号)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾運送事業を行おうとする者は、事業(一般、船内荷役、沿岸荷役、はしけ、いかだ等)ごとに、大臣許可が必要 ○許可申請時に、事業計画(事業所や労働者に関する情報、施設の能力、取扱数量等)を提出する義務 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであること。 二 検数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。 五 当該事業の経理的基礎が确实性を有すること。
鉄道事業法 (昭和六十一年 法律第九十二号)	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業を經營しようとする者は、事業*ごとに、大臣許可が必要 ○許可申請時に、事業基本計画(鉄道の種類、施設概要、計画供給輸送力等)を提出する義務 <p><small>*第一種(一般的な鉄道会社)、第二種(JR貨物等)、第三種(上下分離しインフラ保有している3セク等)、索道、専用</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 その事業の計画が經營上適切なものであること。 二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
貨物自動車運送事業法 (平成元年法律 第八十三号)	<ul style="list-style-type: none"> ○貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、事業(一般、特定、軽)ごとに、大臣許可が必要 ○許可申請時に事業計画(営業区域、営業所、自動車の概要等)を提出する義務 <p>※著しい供給過剰のため事業の継続が困難となると認められる場合、「緊急調整地域」「緊急調整区間」を指定し、新規参入や発着を制限できる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。 四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ确实に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

法令	許可制度概要	許可基準
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。 ○許可を受ける際には、事務所等の規模、業務内容等を考慮して成年者である専任の宅地建物取引士を配置する必要がある。 	<p style="text-align: center;">（欠格要件以外の基準は設けられていない）</p>
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	<ul style="list-style-type: none"> ○不動産特定共同事業を営もうとする者は、主務大臣の許可を受ける必要がある。 ○許可を受ける際には、事務所ごとに、従業者として宅地建物取引士であることなどの要件を満たす者を置かなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 一 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして不動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める金額を満たすものであること。 二 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。 三 その者又はその役員若しくは政令で定める使用人が当該許可の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。 四 その事務所が第十七条第一項に規定する要件を満たすものであること。 五 その不動産特定共同事業契約約款の内容が政令で定める基準に適合するものであること。 六 不動産特定共同事業を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有するものであること。 七 電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されているものであること。 <p>※許可を受ける事業ごとに満たすべき上記の要件は異なる。</p>

他産業における許可制度②(製造業関係)

法令	許可制度概要	許可基準
造船法 (昭和二十五年法律第百二十九号)	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模*以上の鋼製船舶のためのドック等を新設・譲受・借受する場合に、大臣許可が必要 ○船舶に関する製造・修繕等一定の事業を開始後、施設概要・事業計画を届け出る必要 <p>*総トン数500トン、長さ50メートル</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならないこと。 二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。 三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の技術的及び経理的基礎が確実であること。
小型船造船業法 (昭和四十一年法律第百十九号)	<ul style="list-style-type: none"> ○小型船*造船業を営もうとする者は、事業別(鋼船/木船、製造/修繕の別)及び事業場ごとに、大臣登録が必要 ○事業場毎に、製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行う専任の主任技術者を選任する必要 <p>*総トン数20～500トン、長さ15～50メートル</p>	<p>(欠格要件以外の基準は設けられていない)</p>
航空機製造事業法 (昭和二十七年法律第百三十七号)	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機の製造修理事業を行おうとする者は、事業区分(ジェット機、ヘリコプター、航空機用機器等)別に、大臣許可が必要なお、滑空機や一部の航空機用機器については、届出制 ○許可事業者は、大臣の認可を受けた製造方法以外での製造が禁止される 	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該事業の用に供する特定設備が経済産業省令で定める生産技術上の基準に適合すること。 二 その許可をすることによつて当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大にならないこと。 三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

法令	許可制度概要	許可基準等
<p>電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号)</p>	<p>○小売電気事業*を営もうとする者は、大臣登録が必要 ○一般送配電事業**及び送電事業***を営もうとする者は、大臣許可が必要 ○発電事業を営もうとする者は、届出が必要</p> <p>*全消費者に電気の供給を行う事業。自由化に伴い新規参入した事業者を含む。 **送配電網を維持運用し送配電を行う事業。 ***変電所、送電線等を維持運用し、送電のみを行う者(J-power等)</p>	<p>(一般送配電事業の許可基準)</p> <p>一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。 五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。</p>
<p>銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)</p>	<p>○銀行業を行うに当たっては、内閣総理大臣の免許*を受ける必要</p>	<p>(審査項目)</p> <p>一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。 二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>※この他に常務取締役等の適格性等として「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有する者である旨の規定がおかれている。</p>
<p>旅館業法 (昭和三十二年法律第三十八号)</p>	<p>○旅館業を営もうとする者は、知事許可が必要</p>	<p>※許可に当たっては、施設の構造設備について、施設の種類(旅館、ホテル、簡易宿所、下宿)毎の基準に適合していることが必要</p>

法令	許可制度概要	許可基準等
保険業法(平成七年法律第百五号)	<ul style="list-style-type: none"> ○保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。 ○免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類。 	<p>(免許審査基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。 二 申請者が、その人的構成等に照らして、<u>保険会社の業務を的確公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</u> 三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。 ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。 ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。 ホ その他内閣府令で定める基準 <p>※この他に常務取締役等の適格性等として「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有する者である旨の規定がおかれている。</p>

経営業務管理責任者要件の意義 (S46年改正時)

- ① 適正な財務管理能力: 倒産することなく、資金調達、資材購入、下請契約等を行い、工事を完成させることのできる財務管理能力
- ② 適正な労務管理能力: 建設工事に配置する技術者や技能者を確保し、管理できる能力
- ③ その他不良不適格業者の排除: 暴力団関係者や施工能力のない事業者などの不良不適格業者の排除

➡ これらを担保するため建設業に関し5年以上(工事期間や瑕疵担保責任期間を考慮して設定)の経営業務の管理責任者としての経験を有する者を配置することを要件化 (建設業の経営経験によって経営の安定性を確保するという考え方)

企業の経営管理をめぐる状況の変化

建設業に関連する制度の充実	① 適正な財務管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の受審義務化(H6建業法改正) 規模、経営状況等に係る分析指標の見直し(H20)、経理状況や公認会計士等の配置加点(H6)など、経営の安定性を客観的に把握できる環境の整備 ・新築住宅について10年間の瑕疵担保責任など住宅瑕疵保証制度の整備(H20住宅品確法) ・履行保証制度などによる金融機関の関与 ・財産要件(自己資本額)の引き上げ (一般建設業:100万→500万、特定建設業:1000万→4000万)
	② 適正な労務管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証の交付による専任の監理技術者の適正な配置の徹底(H62建業法改正) ・専任の監理技術者に対する監理技術者講習の実施(H6建業法改正) ・技術検定による技術者能力の客観的評価 ・社会保険加入を建設業許可の要件とすることで、不適切な労務管理を行う事業者の排除を徹底(今回検討中) ・労働基準法改正による時間外労働の上限規制の導入(国会審議中)※これまでの労働時間管理は各事業者の判断
	③ その他不良不適格業者の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除条項の整備(H26建業法改正) ・公共工事における一括下請負の全面禁止(H12入契法)や基準の明確化(H28) ・法令違反に対する監督処分基準の強化
会社制度の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・商法の改正や会社法の施行(H17)など、会社経営の健全性を図る制度が充実 ・社外取締役制度など、外部からの会社経営の監視の強化 	

今後も、経営業務の重要性に変わりはないが、建設業の経営経験年数に着目しなくても、制度の充実による経営の見える化、金融機関等の関与、外部からの監視の強化など、多面的かつ複層的に建設業者の経営をチェックできる状況に変化している。14

- 経營業務管理責任者要件については、財産的基礎とあわせ、常勤役員等に一定の経験を求めることで経営の安定等を図ることができるとの考えにより設けられてきたもの。
- 一方で、建設業に関する制度の充実や会社制度の変化など、企業の適正な経営管理の確保を巡る状況は変化しており、常勤役員等の経験以外にも経営の安定性を確保できる環境が整えられてきたところ。
- 経營業務管理責任者については、
 - ・ 経営層の高齢化が進む中小企業において若手の後継者に経営の業務を引き継ぐ上での足かせとなりうること
 - ・ 建設業の業態の多様化に伴い、今後、建設業と他産業を兼業する企業にとっても建設業に関して5年以上経營業務に従事した経験を有する役員等を確保することがますます困難となることが見込まれること
 - ・ 申請者、許可行政庁の双方にとって、5年以上の業務経験を証明する書類の作成・確認に労力がかかっていることなど課題が生じつつある。
- 今回、社会保険加入を許可要件とすることを検討しているが、その際、上記状況の変化や課題も踏まえ、経營業務管理責任者要件の見直しを検討する必要はないか。
- 経營業務管理責任者の要件を見直す場合、例えば以下が考えられる。
 - (案1) 5年の実務経験等の要件は廃止するが、適正な業務実施のための社内体制整備を要件として求める
※例えば、許可を受けようとする建設業に関し、経営管理を的確に遂行することができる知識及び経験を有する者の配置 等
 - (案2) 許可要件としては廃止するが、建設業者において経営管理を担当する者が外部からわかるようにする
※経営管理を担当する者の氏名等の届け出や経歴等に関する情報の閲覧
 - (案3) 廃止する